

令和4年10月

お客様各位

## 「当座勘定規定」の改正について

平素は「けんしん」富山県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年11月電子交換所運用開始に伴い、全国各地に設置されている手形交換所は全て廃止となり、原則、全ての手形・小切手が電子交換所での取扱いに統一されます。

これに伴い当組合では、下記の通り「当座勘定規定」を改正いたします。改正内容につきましては、別添の「新旧対照表」をご確認ください。

### 記

1. 改正日 令和4年11月2日（水）
2. 改正内容 手形・小切手現物での署名・印影等の照合を電磁的記録でも可能とする内容のほか、現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定に明記します。

以上

「当座勘定規定」に係る新旧対照表

令和4年11月改正

新	旧	コメント
<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定</b></p> <p>第1条～第6条 &lt;略&gt;</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払に充当できるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>（4）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとし、</p> <p>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合の定める写しの保管期間を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第9条～第16条 &lt;略&gt;</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、模造・変造・流用があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負</p>	<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定</b></p> <p>第1条～第6条 &lt;略&gt;</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）同左</p> <p>新設</p> <p>（2）同左</p> <p>（3）同左</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）同左</p> <p>（3）同左</p> <p>新設</p> <p>（4）同左</p> <p>（5）新設</p> <p>（6）新設</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、模造・変造・流用があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>・金額、振出日、期日等が不明瞭な場合に、当該手形および小切手の内容確認を行っている現行対応を明記した。</p> <p>・以下項ずれ</p> <p>・現行の運用を規定に明記</p> <p>・電子交換所規則第35条に基づく</p> <p>・電子交換所からのダウンロードする画像（イメージファイル）の追加</p>

<p>いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙として認めて取扱いましたうへは、その用紙につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第18条～第28条 &lt;略&gt;</p> <p>《削除》</p> <p>第29条 &lt;略&gt;  第30条 &lt;略&gt;  第31条 &lt;略&gt;  第32条 &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>1～3 &lt;略&gt;</p> <p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) 金額欄には、上記(2)(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</p>	<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙として認めて取扱いましたうへは、その用紙につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p> <p>第18条～第28条 &lt;略&gt;</p> <p>第29条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。  ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。  ③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第30条 &lt;略&gt;  第31条 &lt;略&gt;  第32条 &lt;略&gt;  第33条 &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>1～3 &lt;略&gt;</p> <p>4.</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>新設</p>	<p>・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改正</p> <p>・以下条ずれ</p> <p>・電子交換所読み取りシステムの使用にあわせ変更</p>
---	--	---

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

6～8 <略>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7		8		9		10		100		1,000		10,000				
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用法

1～3 <略>

4.

- 金額は所定の金額欄に記入してください。
- 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- 金額欄には、上記(2)(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

6～8 <略>

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。

6～8 <略>

新設

約束手形用法

1～3 <略>

4.

- 同左
- 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

新設

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。

6～8 <略>

・電子交換所読み取りシステムの使用にあわせ変更

・電子交換所システムで使用可能な文字一覧記載

・電子交換所読み取りシステムの使用にあわせ変更

・電子交換所読み取りシステムの使用にあわせ変更

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

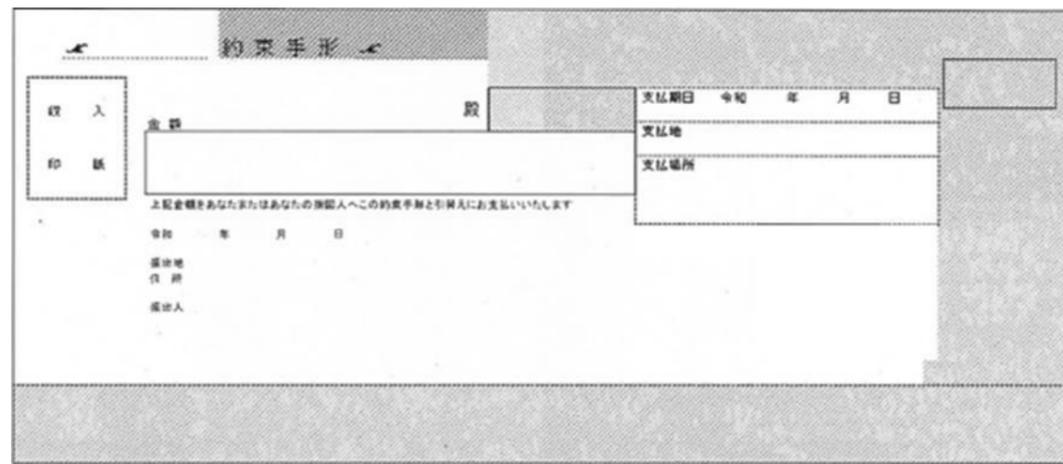
	1	2		3	4		5	6
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	参	参	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000										
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙



為替手形用法

1～3 <略>

4.

- (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。  
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、上記(2)(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金

新設

新設

為替手形用法

1～3 <略>

4.

- (1) 同左
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

新設

・電子交換所システムで使用可能な文字一覧記載

・クリアーバンド表示

・電子交換所読み取りシステムの使用にあわせ変更

額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名に重ならないようにしてください。

6～8 <略>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2		3	4	5	6
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳
		参	参	四	泗	肆	肆
				五	伍	六	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	漆	質	八	捌	九	玖
			拾	什	百	陌
				百	陌	佰
						千
						仟
						阡
						万
						萬

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。

6～8 <略>

新設

新設

・電子交換所読み取りシステムの使用にあわせ変更

・電子交換所システムで使用可能な文字一覧記載

・クリアーバンド表示